

平成28年3月29日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成28年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施することとしています。

今回、平成28年4月から実施する下記テーマの計画について公表します。

○ クールジャパンの推進に関する政策評価

クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

○ 買物弱者対策に関する実態調査

買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組を促進する観点から、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ 貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視

貸切バス等の安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者及び旅行業者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<クールジャパンの推進に関する政策評価>

総務省行政評価局評価監視官（財務、経済産業等担当）

担当：大塚

電話（直通）：03-5253-5435、FAX：03-5253-5443

<買物弱者対策に関する実態調査>

総務省行政評価局評価監視官（特命担当）

担当：九嶋

電話（直通）：03-5253-5416、FAX：03-5253-5418

<貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官（復興、国土交通担当）

担当：藤井

電話（直通）：03-5253-5454、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：佐々木

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

クールジャパンの推進に関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

- クールジャパンの推進に関する政策は、コンテンツビジネス振興政策に端を発し、その後その裾野を拡大
- 「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)においては、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化
- 2018年度までに2010年度(約66億円)の約3倍にするとされた放送コンテンツ関連海外市場売上高は、2014年度には約144億円となるなど、目標達成に向けて一定の進捗
- 他方、各種取組について、官と民、あるいは業種間の連携はいまだ十分でないとの指摘(「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」(H27.6.17クールジャパン戦略推進会議))
- クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 クールジャパンの推進に関する政策の実施状況

- クールジャパンの推進に関する各種施策の実施状況を把握

2 クールジャパンの推進に関する政策の効果の発現状況

- 各種成果目標の進捗状況等を把握し、各種施策の効果が発現しているかを分析

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

関連調査等対象機関

独立行政法人、都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成28年4月～29年3月(予定)

買物弱者対策に関する実態調査

調査の背景

- 人口の減少や少子高齢化過疎化の影響もあり、買物弱者(※)が社会問題化

※ 流通機能や交通網の弱体化とともに食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々

- このような中、一部府省において、買物弱者対策としての先進的な取組事例等を取りまとめ・公表

- 買物弱者は、一過性の事業により解消されるものではなく、継続性のある取組を実施していくことが重要

- しかしながら、買物弱者対策の継続状況、既に終了してしまった取組の原因・理由等は不明瞭

- 買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的・持続的な取組を促進する観点から、国、地方公共団体、関係団体・事業者における買物弱者対策に資する事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 買物弱者対策に資する事業の現状

- 関係府省における買物弱者対策に資する事業の全体像

2 国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況

- 買物弱者対策の推進体制の整備状況、買物弱者の把握状況、事業の実施状況等

3 関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況

- 国・地方公共団体の補助金等によらない買物弱者対策の取組・継続状況

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体・事業者

調査実施期間

平成28年4月～29年3月(予定)

貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 総務省では、平成22年9月に「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」の勧告を実施

(主な勧告内容)

- ・行政処分の実効性の確保
- ・交替運転者の配置基準見直し
- ・届出運賃の收受実態の把握
- ・旅行者に対する指導の徹底

○ 勧告を受け、国土交通省は、改善措置等を実施
○ しかし、近年においても、貸切バスによる重大事故が発生

※ 平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、国土交通省においては、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、徹底的な再発防止策について検討中

○ 貸切バス等の安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者・旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況

- 新運賃・料金制度等の遵守状況等

2 貸切バス事業者及び旅行者に対する指導・監督状況

- 監査等による法令遵守の指導・監督状況等

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、事業者、関係団体等

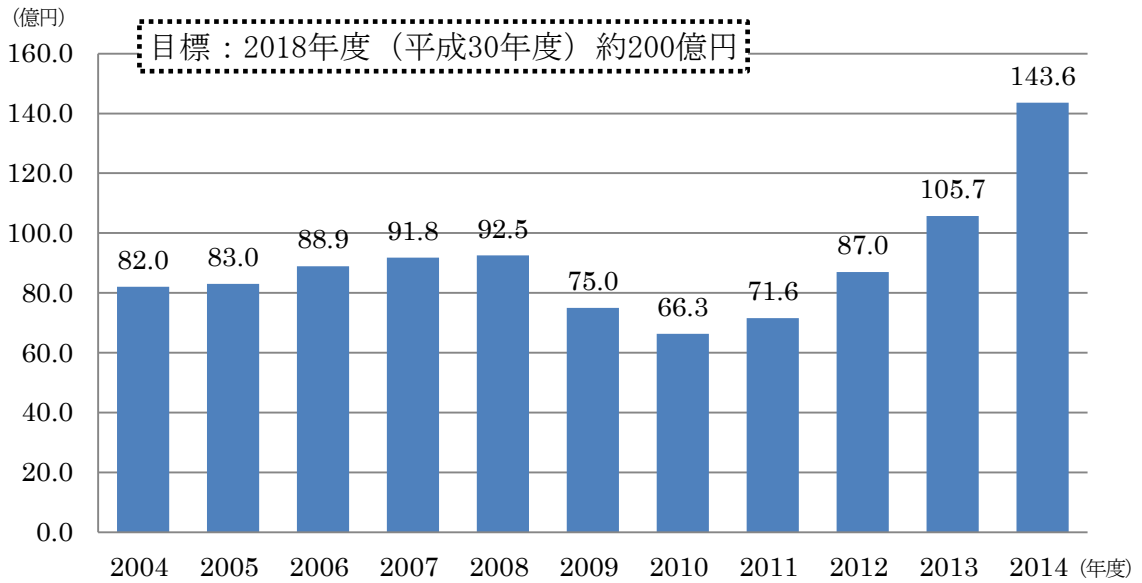
調査実施期間

平成28年4月～29年7月(予定)

参 考 資 料

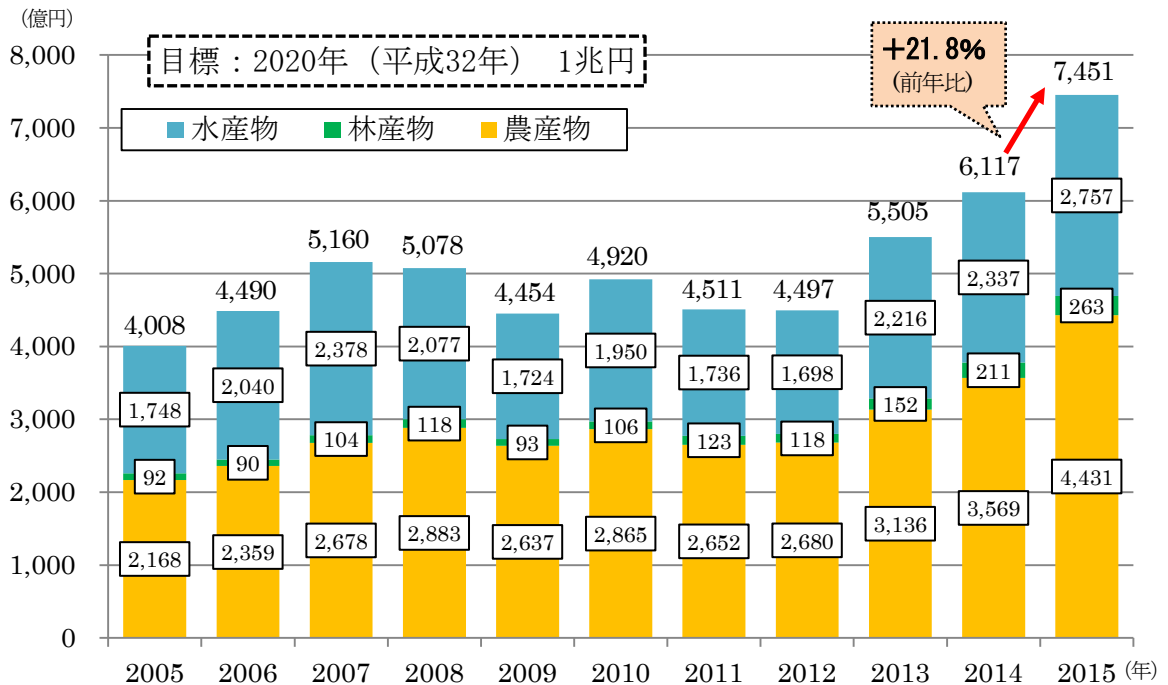
- 1 クールジャパンの推進に関する政策評価・・・・・・・・・・ 1
- 2 買物弱者対策に関する実態調査・・・・・・・・・・ 3
- 3 貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視・・・・・・・・ 4

○ 日本の放送コンテンツの海外輸出額の推移



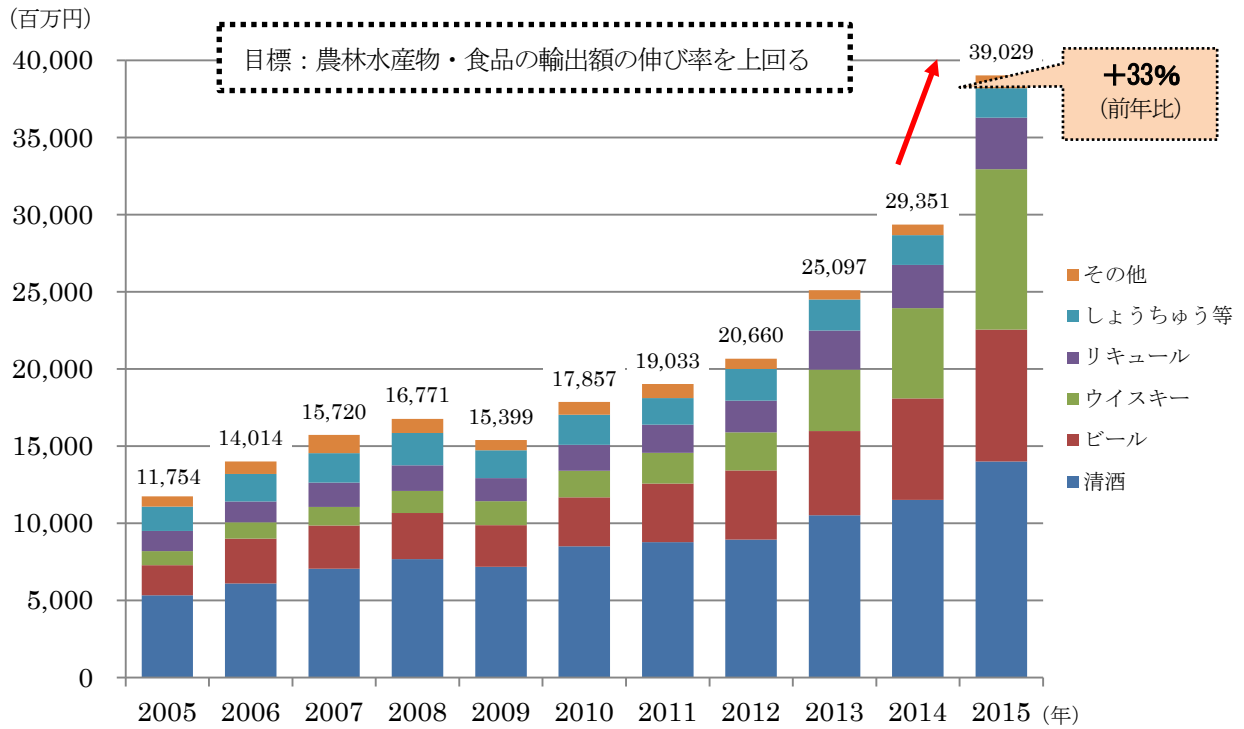
(注) 1 総務省情報通信政策研究所の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。
 2 2004年度から2009年度までは、番組放送権のみの輸出額。2010年度以降は番組放送権以外の関連輸出額を含む。

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移



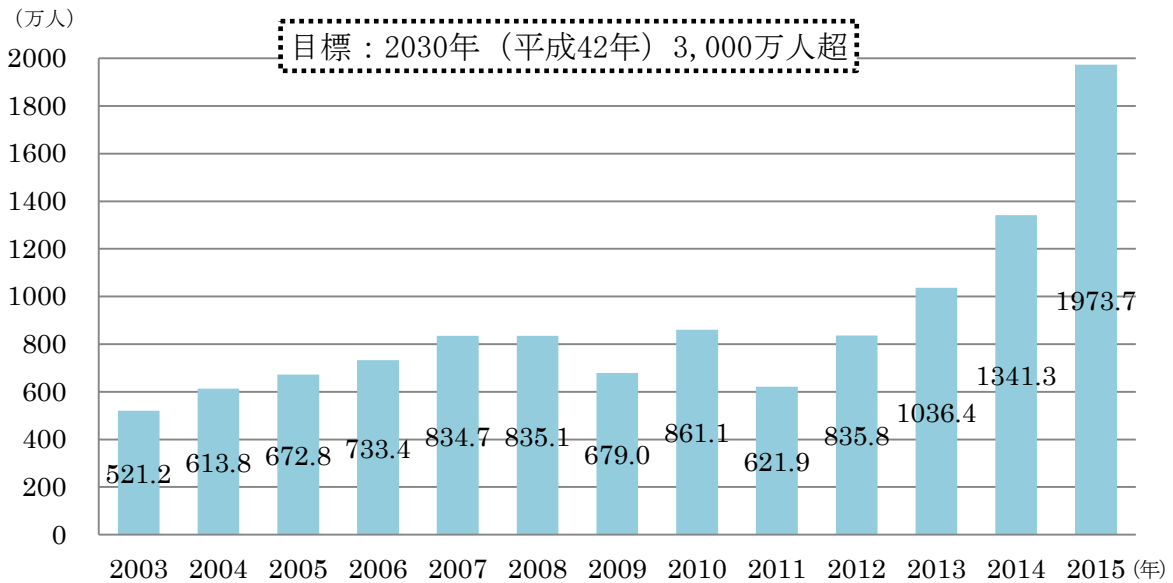
(注) 農林水産省の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。

○ 酒類の輸出金額の推移（品目別）



(注) 国税庁の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。

○ 訪日外国人旅行者数の推移



(注) 国土交通省の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。

○ 買物弱者等数

- ・ 経済産業省：買物弱者数を **700 万人程度** と推計

(注) 全国の 60 歳以上の男女 3,000 名にアンケートを実施した平成 22 年度「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果」(内閣府)において、「日常の買い物に不便」と回答した者が 17.1%存在。これに、平成 26 年の 60 歳以上の高齢者数 4,198 万人を掛け合わせて算出 (4,198 万人×17.1%)

- ・ 農林水産省：生鮮品販売店舗まで 500m 以上かつ自動車を持たない人口を **850 万人** と推計

(注) 食料品アクセスマップ (農林水産政策研究所 (平成 25 年 6 月更新)) による。

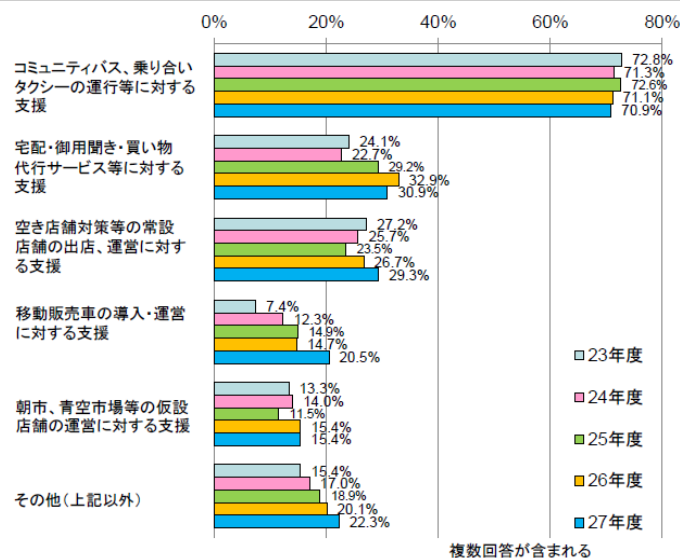
○ 買物弱者問題に対する取組

買物弱者問題に対する取組みには、①家まで商品を届ける、②近くにお店を作る、③家から出かけやすくする、といった取組みのほか、④コミュニティ形成や、基盤となる⑤物流の改善・効率化の取組みがある



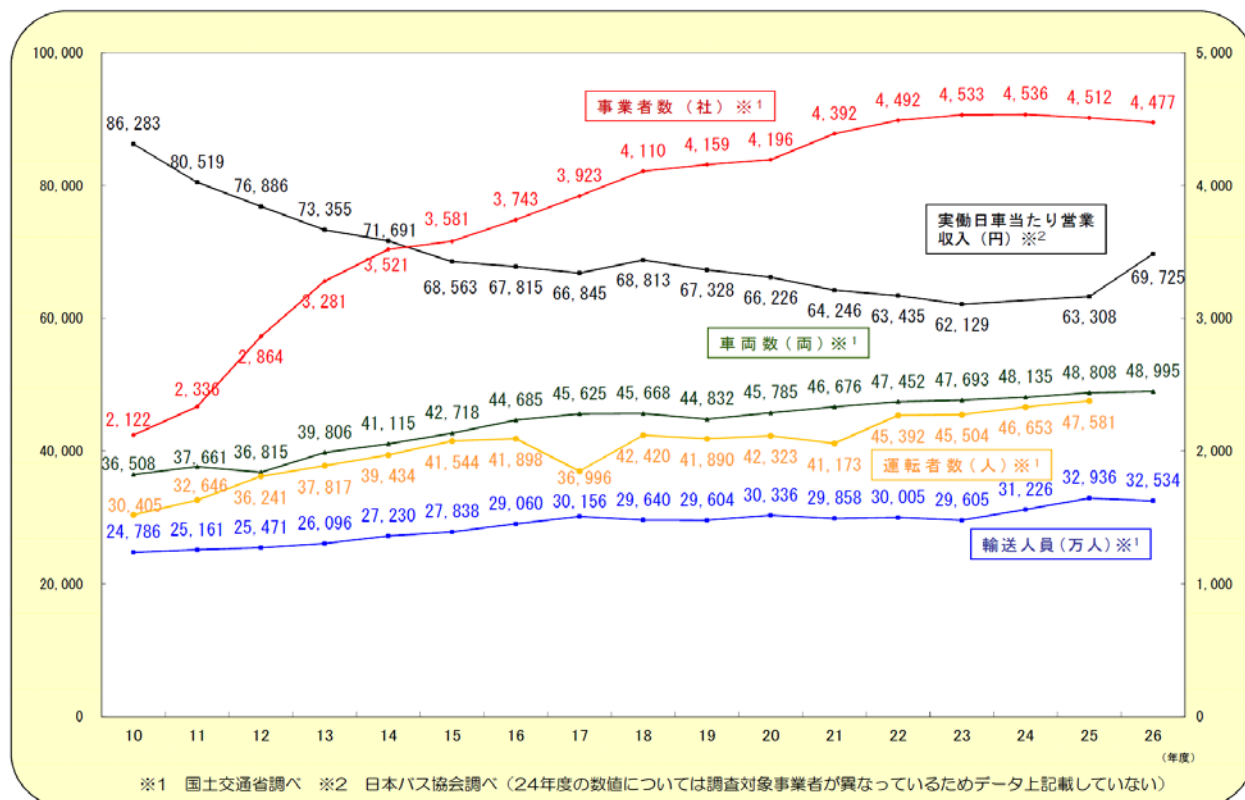
(注) 買物弱者応援マニュアル ver. 3.0 (平成 27 年 3 月経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通政策課) から抜粋

○ 食料品の購入に困難を感じている住民への対策が必要な市町村による対策の実施内容



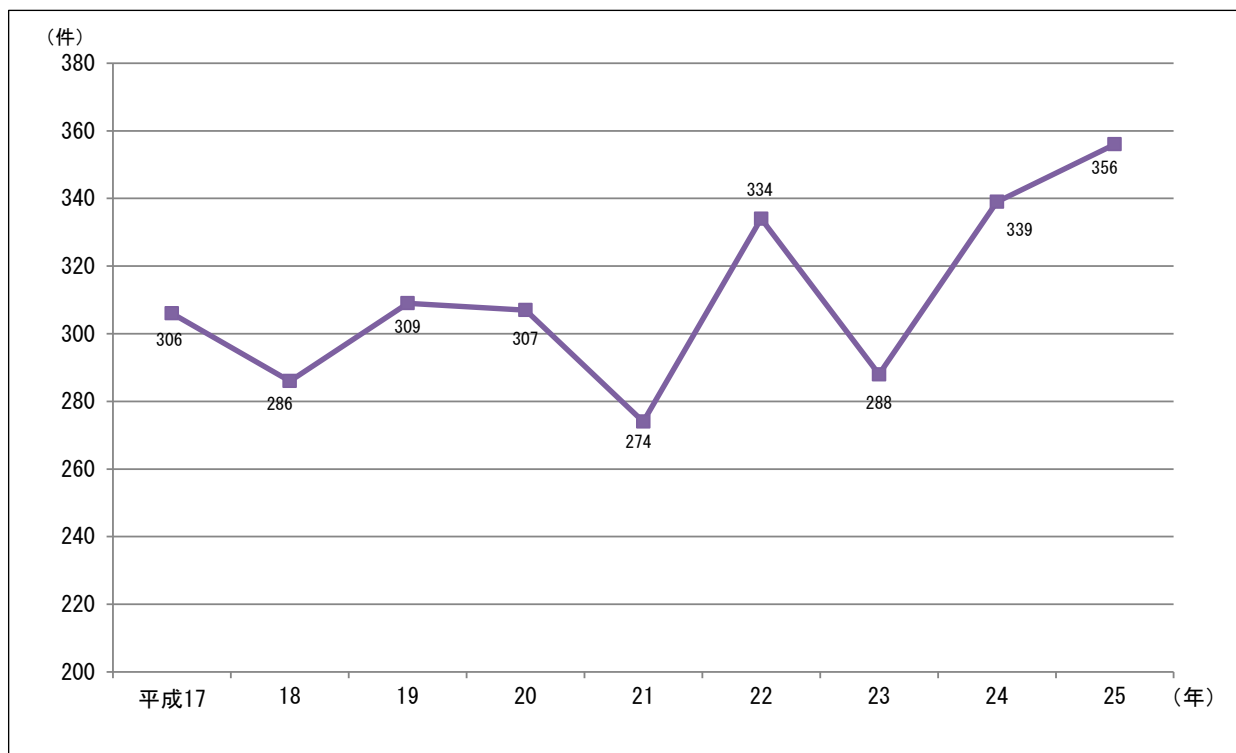
(注) 「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果 (平成 28 年 3 月農林水産省食料産業局食品流通課) から抜粋

○ 貸切バス事業の概況



(注) 国土交通省ホームページ「貸切バス事業の概況」から抜粋

○ 貸切バスの重大事故発生状況の推移



(注)1 国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(平成25年)」に基づき、当省が作成した。

2 「重大事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故(転覆、転落、火災、鉄道車両との衝突・接触、10台以上の自動車の衝突・接触、死者又は重傷者を生じたもの、10人以上の負傷者を生じたもの、運転者の疾病により、運転を継続することができなくなったもの、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの等)をいう。